

# まえがき

## 過去問を掲載！

資格試験では過去に出題された論点が繰り返し出題されることが多く、また、過去問を分析することでどのような勉強が必要なのかが見えてきますので、過去問は重要です。

本書は、2000年～2021年度の本試験問題を掲載しています（2000年、2006年の試験制度変更により出題されなくなった問題、論点が重なる問題等は掲載していません）。

## 学習カリキュラムに沿って問題を編集！

過去問を5肢択一式のまま掲載すると、問題に後で学習する論点が含まれており、学習していない論点も解かなければならない場合があります。

本書は、問題をカリキュラムに沿って選択肢ごとに編集しているので、効率よく学習することができます。


## 他資格試験の問題・オリジナル問題を掲載！

行政書士試験は、試験制度が2000年、2006年に大きく変わっています。出題傾向や問題の難しさも変わっているので、過去問だけでは最新の試験傾向に対応できません。また、行政書士試験は、出題数が少ない科目があるため、過去問だけではトレーニングが不足してしまいます。

本書は、他資格試験の問題やオリジナル問題を掲載して最新の試験傾向に対応するとともに、問題数不足を補っています。

## Subject.1 | 本書の表記

### 01 問題の種類・重要度が一目でわかる！


6 ★ 法律は、「条」を基本的単位として構成され、漢数字により番号を付けて条名とするが、「条」には見出しを付けないこととされている。  職28


□□□□□□□□□□

7 ★ 「条」の規定の中の文意は、行を改めることがあり、そのひ

#### ▶ 行政書士過去問題マーク

行政書士試験の過去問題を意味します。数字は出題年です。

 職28 …… 平成 28 年度出題の行政書士過去問を意味します。

 職28改 …… 法改正等による修正を意味します。

#### ▶ 他資格問題マーク

他資格試験の問題を意味します。

 司試 …… 司法試験の問題を意味します。

 旧司 …… 旧司法試験の問題を意味します。

 司書 …… 司法書士試験の問題を意味します。

 宅建 …… 宅地建物取引士試験の問題を意味します。

 会計 …… 公認会計士試験の問題を意味します。

 国公 …… 各種国家公務員試験の問題を意味します。

#### ▶ オリジナル問題マーク

 OR …… オリジナル問題を意味します。

文頭に★が付いている問題は、重要度が低い問題です。  
他の問題をマスターした後で余裕があれば解いてください。

## 02 正誤チェック欄で自分の弱点を確認！

6 ★ 法律は、「条」を基本的単位として構成され、漢数字により番号を付けて条名とするが、「条」には見出しを付けないこととされている。  正誤28

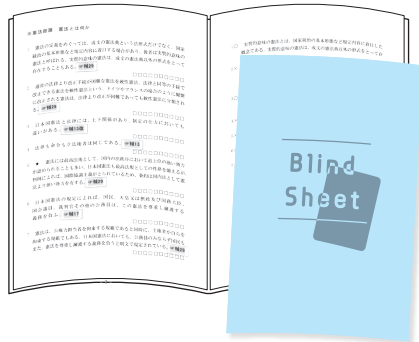
7 ★ 「条」の規定の中の文章は、行を改めることがあり、そのひ

□の欄に、正誤の判断と理由付けができれば「○」、できなかったら「×」をつけてください。

記入例：

×が多い問題が弱点です。時間が足りないときは、弱点の問題を優先的に解きましょう。

## 03 ブラインドシートで繰り返し解く！



一肢ごとに問題を解くときも、目をそのまま右に移せばすぐに正解・解説がわかるので、時間の無駄なく学習を進められます。また、正解が見えてしまうのが気になる方は、巻末のブラインドシート（切り取ってご使用ください）で正解を隠して問題を解くことができます。

STEP

1

### 問題のポイントをつかむ

問題と解説をざっと読んで何がポイントとなるのかをつかみましょう。

STEP

2

### 理由づけを意識して問題を解く

選択肢1つごとに

「なぜ正しいのか」「なぜ誤っているのか」という理由付けができるようにしてください。

STEP

3

### 繰り返し解く

記憶は繰り返すことで定着します。合格するためには繰り返し解く(回転させる)ことが重要です。

**最低7回転**、できれば**10回転**を目標にしてください。そのため、問題には書き込みをせずに繰り返し解けるようにしておきましょう。

## 主要参考文献一覧

伊藤靖史・大杉謙一・田中亘・松井秀征『会社法〔第2版〕』（2012年、有斐閣）

江頭憲治郎『株式会社法〔第5版〕』（2014年、有斐閣）

前田庸著『会社法入門〔第12版〕』（2009年、有斐閣）

神田秀樹著『会社法〔第9版〕』（2007年、弘文堂）

相澤哲・葉玉匡美・郡谷大輔編著『論点解説 新・会社法 千問の道標』（2006年、商事法務）

弥永真生『リーガルマインド 商法総則・商行為法〔第2版〕』（2006年、有斐閣）

近藤光男著『商法総則・商行為法〔第5版〕』（2006年、有斐閣法律学叢書）

江頭憲治郎・岩原紳作・神作裕之・藤田友敬編『別冊ジュリスト 会社法判例百選〔第2版〕』（2011年 有斐閣）

奥島孝康・落合誠一・浜田道代編『新基本法コンメンタール 会社法1』（2010年、日本評論社）

奥島孝康・落合誠一・浜田道代編『新基本法コンメンタール 会社法2』（2010年、日本評論社）

奥島孝康・落合誠一・浜田道代編『新基本法コンメンタール 会社法3』（2009年、日本評論社）

- 1 合同会社の社員が負う責任は、間接有限責任である。☞司試職21  
□□□□□□□□□□
- 2 株式会社の資本金の額は、利害関係人にとって唯一の責任財産となるから、定款に記載又は記録されるとともに、登記及び貸借対照表により公示される。☞職13改  
□□□□□□□□□□
- 3 株式会社の財産的基礎を確保するために、最低資本金制度が導入され資本金の額は300万円以上であることが要求されている。☞職13改  
□□□□□□□□□□
- 4 譲渡制限株式と譲渡制限株式でない種類の株式をともに発行する種類株式発行会社は、公開会社ではない。☞会計職23-1  
□□□□□□□□□□
- 5 取締役会または監査役を設置していない株式会社も設立することができる。☞職19  
□□□□□□□□□□
- 6 公開会社は、取締役会を置くことができるが、非公開会社は、取締役会を置くことができない。☞国公職19  
□□□□□□□□□□
- 7 取締役会設置会社は、監査等委員会設置会社及び指名委員会等設置会社である場合を除いて、常に監査役を置かなければならない。☞会計職18改  
□□□□□□□□□□
- 8 監査等委員会設置会社または指名委員会等設置会社は、いずれも監査役を設置することができない。☞職28  
□□□□□□□□□□
- 9 監査等委員会設置会社においては、監査等委員である取締役の過半数は、社外取締役でなければならない。☞職30  
□□□□□□□□□□

- 1○ 合同会社では、社員の全員が間接有限責任を負う（会社法576条4項、580条2項参照）。
- 2× 株式会社の資本金の額を定款に記載又は記録する必要はない（会社法27条参照）。なお、株式会社の資本金の額は、登記（会社法911条3項五号）及び貸借対照表（会社法440条参照）により公示される。
- 3× 最低資本金制度は廃止されており、資本金の額に制限はない。
- 4× 会社法において、公開会社とは、その発行する「全部又は一部」の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について株式会社の承認を要する旨の定款の定めを設けていない株式会社をいう（会社法2条五号）。よって、譲渡制限株式と譲渡制限株式でない種類の株式とともに発行する種類株式発行会社は、公開会社である。
- 5○ なお、「株主総会」と「取締役」を設置しない株式会社を設立することはできない。
- 6× 公開会社は、取締役会を置かなければならない（会社法327条1項一号）。また、非公開会社であっても、定款の定めによって任意に取締役会を置くことができる（会社法326条2項）。
- 7× 取締役会設置会社は、監査等委員会設置会社及び指名委員会等設置会社である場合を除いて、原則として監査役を置かなければならない。しかし、公開会社でない会計参与設置会社については、監査役を置かないことができるので、「常に」とはいえない（会社法327条2項）。
- 8○ 監査等委員会設置会社及び指名委員会等設置会社は、監査役を置いてはならない（会社法327条4項）。
- 9○ 監査等委員会設置会社においては、監査等委員である取締役は、3人以上で、その過半数は、社外取締役でなければならない（会社法331条6項）。

- 10 監査等委員会設置会社においては、3人以上の監査等委員である取締役を置き、その過半数は、社外取締役でなければならない。

☞ 補3

□□□□□□□□□□

- 11 監査等委員会設置会社及び指名委員会等設置会社でない会計監査人設置会社は、監査役を置くことを要しないが、定款の定めによって、監査役を置くことができる。☞ 司試 職21改

□□□□□□□□□□

- 12 公開会社であり、かつ、大会社である監査役会設置会社は、1名以上の社外取締役を選任しなければならない。☞ 職30

□□□□□□□□□□

- 13 監査役会設置会社（公開会社であり、かつ、大会社であるものに限る。）であって金融商品取引法の規定によりその発行する株式について有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならないものにおいては、3人以上の取締役を置き、その過半数は、社外取締役でなければならない。☞ 補3

□□□□□□□□□□

- 14 監査等委員会設置会社または指名委員会等設置会社は、いずれも会計監査人を設置しなければならない。☞ 職28

□□□□□□□□□□

- 15 監査等委員会設置会社は、定款で定めた場合には、指名委員会または報酬委員会のいずれかまたは双方を設置しないことができる。☞ 職28

□□□□□□□□□□

- 16 監査等委員会設置会社または指名委員会等設置会社は、いずれも取締役会設置会社である。☞ 職28

□□□□□□□□□□

- 17 監査等委員会設置会社を代表する機関は代表取締役であるが、指名委員会等設置会社を代表する機関は代表執行役である。☞ 職

28

□□□□□□□□□□



- 10○ 監査等委員会設置会社においては、監査等委員である取締役は、3人以上で、その過半数は、社外取締役でなければならない（会社法331条6項）。
- 11× 会計監査人設置会社（監査等委員会設置会社及び指名委員会等設置会社を除く。）は、監査役を置かなければならない（会社法327条3項）。
- 12× 公開会社であり、かつ、大会社である監査役会設置会社であって、「金融商品取引法上の一定の会社」は、社外取締役を置かなければならない（会社法327条の2）。
- 13× 公開会社であり、かつ、大会社である監査役会設置会社であって、金融商品取引法上の一定の会社は、社外取締役を置かなければならない（会社法327条の2）。しかし、3人以上の取締役を置き、その過半数は、社外取締役でなければならないわけではない。
- 14○ 監査等委員会設置会社及び指名委員会等設置会社は、会計監査人を置かなければならない（会社法327条5項）。
- 15× 監査等委員会設置会社とは監査等委員会を置く株式会社をいう（会社法2条十一号の二）。指名委員会等設置会社は指名委員会、監査委員会及び報酬委員会を置く株式会社をいう（会社法2条十二号）。監査等委員会設置会社においては、指名委員会等設置会社と異なり、指名委員会及び報酬委員会のいずれも置くことはできない。
- 16○ 監査等委員会設置会社または指名委員会等設置会社は、いずれも取締役会を置かなければならない（会社法327条1項三号、四号）。
- 17○ 監査等委員会設置会社に置かれる代表取締役は、会社を代表する機関である（会社法349条4項）。指名委員会等設置会社に置かれる代表執行役は、代表取締役と同じく会社を代表する機関である（会社法420条3項、349条4項）。

- 1 募集設立の場合には、発起人以外の者が、設立時発行株式の全部を引き受けることができる。☞ 職17改

□□□□□□□□□□

- 2 複数の発起人がいる場合において、発起設立の各発起人は、設立時発行株式を1株以上引き受けなければならないが、募集設立の発起人は、そのうち少なくとも1名が設立時発行株式を1株以上引き受ければよい。☞ 職27

□□□□□□□□□□

- 3 A、B及びCが発起設立の方法によってD株式会社(以下「D社」という。)の設立を企図している。Aが合同会社である場合には、D社の発起人となることができない。☞ 司書職21

□□□□□□□□□□

- 4 発起人は、1人でもよい。☞ OR

□□□□□□□□□□

- 5 株式会社の定款には、株式会社の設立に際して出資される財産の額またはその最低額を記載または記録しなければならない。☞ 職28

□□□□□□□□□□

- 6 株式会社の定款には、設立に際して出資される財産の価額またはその最低額を記載または記録しなければならない。☞ 備1

□□□□□□□□□□

- 7 定款には、設立時発行株式の総数を記載又は記録する必要はない。☞ OR

□□□□□□□□□□

- 8 株式会社の定款には、当該株式会社の目的、商号、本店の所在地、資本金の額、設立時発行株式の数、ならびに発起人の氏名または名称および住所を記載または記録しなければならない。☞ 職29

□□□□□□□□□□

- 1× 各発起人は、株式会社の設立に際し、設立時発行株式を1株以上引き受けなければならない（会社法25条2項）。募集設立の場合であっても、発起人以外の者が、設立時発行株式の全部を引き受けることはできない。
- 2× 各発起人は、株式会社の設立に際し、設立時発行株式を1株以上引き受けなければならない（会社法25条2項）。よって、募集設立の発起人は、そのうち少なくとも1名が設立時発行株式を1株以上引き受ければよいわけではない。
- 3× 発起人の資格に制限はないので、法人も発起人になることができる。よって、本肢の場合、Aは、D社の発起人となることができる。
- 4○ 発起人の人数に制限はない。
- 5○ 株式会社の定款には、設立に際して出資される財産の価額又はその最低額を記載し、又は記録しなければならない（会社法27条四号）。
- 6○ 株式会社の定款には、設立に際して出資される財産の価額又はその最低額を記載し、又は記録しなければならない（会社法27条四号）。
- 7○ 株式会社の定款には「設立に際して出資される財産の価額又はその最低額」を定める必要はあるが、「設立時発行株式の総数」を定める必要はない（会社法27条四号）。なお、「発行可能株式総数」は、会社成立の時まで定款に定めることを要する。
- 8× 株式会社の資本金の額及び設立時発行株式の数を定款に記載又は記録する必要はない（会社法27条参照）。

- 9 A、B及びCが発起設立の方法によってD株式会社（以下「D社」という。）の設立を企図している。D社が会社法上の公開会社でない場合には、公証人の認証を受けたD社の定款に発行可能株式総数の定めがないときであっても、D社の成立の時までに当該定款を変更して発行可能株式総数の定めを設ける必要はない。☞司書

平城21

□□□□□□□□□□

- 10 会社設立時に株式会社が発行する株式数は、会社法上の公開会社の場合には、発行可能株式総数の4分の1を下回ることができないため、定款作成時に発行可能株式総数を定めておかなければならないが、会社法上の公開会社でない会社の場合には、発行株式数について制限がなく、発行可能株式総数の定めを置かなくてよい。☞平城21

□□□□□□□□□□

- 11 発起設立または募集設立のいずれの方法による場合であっても、発行可能株式総数を定款で定めていないときには、株式会社の成立の時までに、定款を変更して発行可能株式総数の定めを設けなければならない。☞平城27

□□□□□□□□□□

- 12 会社の成立により発起人が報酬その他の特別の利益を受ける場合には、報酬の額、特別の利益の内容および当該発起人の氏名または名称を定款に記載または記録しなければ、その効力を生じない。☞平城24

□□□□□□□□□□

- 13 会社の設立に要する費用を会社が負担する場合には、定款の認証手数料その他会社に損害を与えるおそれがないものを除いて、定款に記載または記録しなければ、その効力を生じない。☞平城24

□□□□□□□□□□

- 9× 発起設立の場合において、公証人の認証を受けた定款に発行可能株式総数の定めがないときは、発起人は、会社の成立の時までに、その全員の同意によって、当該定款を変更して発行可能株式総数の定めを設けなければならない。これは、会社法上の公開会社であるか否かを問わない。よって、本肢の場合、D社は、会社の成立の時までに定款を変更して発行可能株式総数の定めを設ける必要がある（会社法37条1項）。
- 10× 発行可能株式総数は、必ずしも定款作成時に定めておく必要はなく、会社成立の時までに定めればよい。また、非公開会社であっても、定款に発行可能株式総数の定めを置かなければならない（会社法37条1項、98条）。
- 11○ 発起設立または募集設立のいずれの方法による場合であっても、発行可能株式総数を定款で定めていないときには、株式会社の成立の時までに、定款を変更して発行可能株式総数の定めを設けなければならない（会社法37条1項、98条）。
- 12○ 本肢の事項（発起人の報酬・特別の利益）は相対的記載事項であり、定款に記載又は記録しなければ、その効力を生じない（会社法28条三号）。
- 13○ 本肢の事項（設立費用）は相対的記載事項であり、定款に記載又は記録しなければ、その効力を生じない（会社法28条四号）。

- 14 発起人以外の設立時募集株式の引受人が金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、その者の氏名または名称、目的となる財産およびその価額等を定款に記載または記録しなければ、その効力を生じない。☞**鞞24**

□□□□□□□□□□

- 15 金銭以外の財産を出資する場合には、株式会社の定款において、その者の氏名または名称、当該財産およびその価額、ならびにその者に対して割り当てる設立時発行株式の数を記載または記録しなければ、その効力を生じない。☞**鞞29**

□□□□□□□□□□

- 16 ★ 発起人が株式会社の成立を条件として成立後の株式会社のために一定の営業用の財産を譲り受ける契約をする場合には、譲渡の対象となる財産、その価額、譲渡人の氏名ならびにこれに対して割り当てる設立時発行株式の種類および数を定款に記載または記録しなければならない。☞**鞞17改**

□□□□□□□□□□

- 17 ★ 発起人が会社のために会社の成立を条件として特定の財産を譲り受ける契約をする場合には、目的となる財産、その価額および譲渡人の氏名または名称を定款に記載または記録しなければ、その効力を生じない。☞**鞞24**

□□□□□□□□□□

- 18 ★ 株式会社の設立に関し、会社の設立に際して現物出資を行うことができるのは発起人のみであるが、財産引受については、発起人以外の者もその相手方となることができる。☞**鞞19**

□□□□□□□□□□

- 19 公告の方法は定款の絶対的記載事項ではなく、定款に記載または記録がない場合、その方法は官報によるものとされる。☞**会計鞞18**

□□□□□□□□□□

- 14× 発起人以外の設立時募集株式の引受人が金銭以外の財産を出資の目的とすること（現物出資）はできない（会社法34条1項、63条1項）。
- 15○ 本肢の事項（現物出資）は相対的記載事項であり、定款に記載又は記録しなければ、その効力を生じない（会社法28条一号）。
- 16× 本肢の財産引受けについて、「これに対して割り当てる設立時発行株式の種類及び数」を記載又は記録する必要はない。なお、財産引受けについては、譲渡の対象となる財産、その価額、譲渡人の氏名又は名称を定款に記載又は記録しなければならない（会社法28条二号）。
- 17○ 本肢の事項（財産引受け）は相対的記載事項であり、定款に記載又は記録しなければ、その効力を生じない（会社法28条二号）。
- 18○ 設立時において、発起人以外の者が現物出資を行うことはできない（会社法34条1項、63条1項）。これに対して、財産引受けについては、相手方について特に制限はなく、発起人以外の者がその相手方になることができる。
- 19○ 公告の方法は、定款の任意的記載事項である（会社法939条1項）。定款に定めがない場合、その方法は官報に掲載する方法となる（会社法939条4項）。